

○平成十六年総務省告示第八百五十九号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件)の一部を改正する新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第二十三号 無線設備の規格コード		別表第二十三号 無線設備の規格コード	
項 目	コード	項 目	コード
<u>設備規則第 49 条の 6 の 3 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備</u>	CD 1 F C	設備規則第 49 条の 6 の 3 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	CD 1 F C
<u>設備規則第 49 条の 6 の 3 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備</u>	CD 1 F B	設備規則第 49 条の 6 の 3 第 1 項及び第 5 項に規定する基地局の無線設備	CD 1 F B
<u>設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備</u>	CD 2 F C	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	CD 2 F C
<u>設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備</u>	CD 2 F B	設備規則第 49 条の 6 の 4 第 1 項及び第 5 項に規定する基地局の無線設備	CD 2 F B
<u>設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備</u>	CD 3 F C	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	CD 3 F C
<u>設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備</u>	CD 3 F B	設備規則第 49 条の 6 の 5 第 1 項及び第 5 項に規定する基地局の無線設備	CD 3 F B
<u>設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する基地局の無線設備</u>	S F D 1 F C	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備	S F D 1 F C
<u>設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 4 項に規定する基地局の無線設備</u>	S F D 1 F B	設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項及び第 5 項に規定する基地局の無線設備	S F D 1 F B
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>設備規則第 49 条の 6 に規定する陸上移動局の無線設備</u>	L P R	設備規則第 49 条の 6 の 2 に規定する陸上移動局の無線設備	T D M A
<u>設備規則第 49 条の 6 の 2 に規定する陸上移動局の無線設備</u>	T D M A		
(略)	(略)	(略)	(略)